

ソフトウェア利用規約

本契約は、お客様(以下、「甲」)と株式会社エル・シィ(以下、「乙」)との間における契約です。お客様が「maps 出向支援ツール(以下、「本ソフトウェア」)」をダウンロード又はブラウザによるアクセスの何れかで使用された場合、甲は本利用規約の全てを承諾したこと(=契約の成立)となります。利用規約を理解し同意されてから本ソフトウェアの使用を開始して下さい。

本ソフトウェアには、第三者が権利を有するソフトウェアライブラリ又はその他のプログラム(オープンソースや SDK、クラウド提供ライブラリ)が含まれています。

第1条(使用許諾条件)

甲は、乙の示す使用条件(対価やその他条件)に利用の申込みを行い、乙が承諾した場合、甲に使用権がライセンスされます。

2 本ソフトウェアの使用形態は、「乙によるサービス提供型の使用権(有期)」と「甲の買取りによる使用権(期限なし)」の2つとなります。

3 乙は、本ソフトウェアが甲にとって有益・有効であるかの評価や保証をしません。

4 甲が改変を要求する場合、乙は可能な限り受託する。乙は受託開発業務として甲の要求する改変を行い本ソフトウェアを入れ替えます。

5 受託開発業務として行った改変部分については甲の独占となります。但し、他の利用者が類似の改変を独自で行うことを差し止めることはできません。

6 「期限を定めない使用権」は、使用開始後の譲渡ができません。

7 「期限を定めない使用権」は、永久に使用できることを保証するものではありません。最大10年程度となります。また、技術革新、クラウドサービスの停止、天変地異、騒乱、法令による規制など不可抗力な要因で使用できなくなることがあります。

8 乙は、本ソフトウェアに不具合(バグ)があった場合は速やかな修繕に努め、修繕が困難又は相当な時間を要する場合は、ホームページ上に代替え手段の告知を行う。

9 乙は、廃業などによりサービス提供型(有期)による本ソフトウェアの提供を終了することがあります。その際は、クライド上のインスタンスを甲に移行し、使用権は「期限を定めない使用権」へ変更します。

第2条(権利の帰属)

本ソフトウェア及びドキュメンテーションに関わる著作権、商標権、及びその他一切の知的財産権は、乙及び著作権者に帰属します。

甲は、本ソフトウェア及びドキュメントに含まれる本ソフトウェアの著作権表示を変更、削除してはならない。

但し、OEM 提供時は、その契約条件により変わります。

第3条(禁止事項)

甲は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆アセンブル又は、逆コンパイル、改変する

ことはできません。また、第三者に前述の行為を命じることもできません。

2 乙は、本ソフトウェアの維持に努めなければならない。

第4条(免責)

乙は、本ソフトウェアや不随するドキュメントの使用によって生ずる直接的又は間接的な損失から免責されます。また、一切の責任を負いません。

第5条(契約の有効期間と解除)

乙のサービス提供型の契約期間は1年間となります。

2 甲の買取りによる使用权には期限の定めがありません。

3 甲が本契約の条項を違反した場合、乙は本契約を解除することができます。この場合、本ソフトウェアの使用許諾は終了します。

4 甲が本契約の条項に違反して契約解除となった場合、支払われた対価の返還はありません。

5 乙が本契約の条項に違反して契約解除となった場合、乙は支払われた対価返還の協議に応じます。

第6条(その他条項)

本契約は、日本法に準拠します。本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2021年12月30日制定

株式会社エル・シィ

以上